

やまぐちの学童保育 ニュース

山口県学童保育連絡協議会(山口県連協)

〒742-0424 岩国市周東町差川803

TEL 090-3597-9720 FAX 0832-65-6718

E-mail: yamaguchikennrenkyou@ab.auone-net.jp

新制度が始まりましたが、問題が山積しています

4月から新制度となりましたが、多くの地域で国が示した制度を正しく解釈していないようです。

以下の様な実態を山口県連協では各地域ごとにまとめて全国連協へ報告しています。

- ・6年生までの小学生が対象のはずなのに、4年生からの受け入れしかしていない。
- ・そもそも3年生までしか申請できない。
- ・国の基準の中には見当たらない、支援の単位が71名以上という言葉を使用している。
- ・支援の単位ごとに最低でも2名を配置(1名は有資格者)する必要があるのに、土曜開設などは1名しか配置しない。
- ・50名以上の場合は、書面上だけクラス分けをして実際には一つの教室で80名以上を保育している。
- ・静養室の定義があいまい、教室の一角に畳が敷いてあればそこが静養室となる。

[放課後児童健全育成事業一部抜粋]く①③は従うべき基準、②④は参酌すべき基準)

①[対象児童] 保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学している児童(労働等には保護者の疾病、看護、障害も対象となる)

②[規模] 支援の単位はおおむね40名以下とする。

③[職員体制] 支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上とする。ただし1人は補助員に代えることができる。放課後児童支援員は保育士、教員免許等いずれかの資格を持ち、なおかつ都道府県が行う研修を終了したものでなければならない。(5年の経過措置あり)

④[施設・設備] 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、活動に必要な遊具、図書、ロッカー、生活の場としてのカーペット、畳などを備えなければならない。

新制度となり、各地域で放課後児童支援員及び補助員の処遇改善の動きがあります。

把握している地域は、岩国市、下関市、光市、防府市です。他にも検討中の地域があるようです。

山口県が学童保育に対する単独補助事業を検討!!

しばらくの間、学童保育に対する県の補助事業がありませんでしたが、保育時間の延長に対する補助事業を検討中との情報がありました。

18時30分までの開所が条件とのことです。

第4回講座実行委員会のお知らせ

日程 2015年4月26日(日) 9時30分～11時30分

場所 山口県セミナーパーク 研修室214

内容 第13回講座について 地域間交流など

『日本の学童ほいく誌5月号』に『美祢市伊佐児童クラブ』が掲載されました!!

撮影は2月中旬に行われました。あいにくの雨で、室内での撮影がほとんどでしたが、子どもたちの生活している様子など、楽しい雰囲気が伝わってきます。山口県の学童保育をどんどん全国に発信していけるようになってほしいですね。

月刊『日本の学童ほいく』

山口県内での購読数は年々増加しています。放課後児童支援員や補助員の方以外にも、小学校の先生や担当課職員、市議会議員さんも購読しています。

日本で唯一の学童保育専門誌です。学童保育について学びたいという方にピッタリの情報誌です。みんなで読んで、学童保育をもっとすばらしいものに!!

購読についてのお問い合わせは山口県連協へ

～放課後児童支援員としての基礎知識～

3月末に『放課後児童クラブ運営指針』が策定されました。子どもの健全な育成を図り、遊び及び生活の支援(育成支援)を行うことが明記され、放課後児童クラブの運営や学校及び地域との関係、施設及び設備、衛生管理や安全対策、放課後児童支援員の役割や倫理も明確に示されました。

これまでのガイドラインは廃止され、新たに放課後児童クラブ運営指針をもとに運営されることが基本となります。そして、各地域において担当課より運営指針が示され説明が行われるはずですので、しっかりと内容を確認し、支援員間で検討し実践していきましょう。

山口県学童保育連絡協議会 定期総会 平成27年 11月28日(土)

第13回山口県学童保育講座

平成27年 11月29日(日)